

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 8 月まで

私は、昭和 60 年 8 月に退職後、厚生年金保険に加入していない事業所に就職したが、収入が少なかったため、国民年金保険料を納付していなかった。督促状が来たので免除申請を行ったものの却下され、その後、期間を遡って保険料を納付するよう書類が届いたため、金融機関でまとめて納付したはずである。このため、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は収入が少なかったため、国民年金保険料を納付することができず保険料の免除申請を行ったが、申請を却下とする通知が届き、その後、時期は定かではないが、遡って保険料を納付するよう促す書類が届いたので、まとめて保険料を納付したと述べているところ、オンライン記録によれば、昭和 63 年 7 月 6 日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されたことが確認でき、この作成年月日を基準とすると、申立期間のうち 61 年 6 月から同年 8 月までの 3 か月分に係る納付書であったことが推認できる。

また、申立人は、申立期間のうち、まとめて保険料を納付したのは 4 か月分ぐらいだったと記憶していることから、上記過年度納付書により納付可能であった期間に近い上、申立人が保険料を納付したとする金融機関では過年度保険料を納付することも可能であることから、申立人の主張との矛盾も無く、申立人は上記昭和 63 年 7 月に作成された納付書により、申立期間のうち 61 年 6 月から同年 8 月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 60 年 8 月から 61 年 5 月までについて

ては、63年7月6日付けの過年度納付書では、既に時効のため保険料を納付することができないほか、申立人は、まとめて保険料を納付した期間以外についても放置することは考えられないとはしているものの、保険料の納付時期に係る明確な記憶は無く、どのように納付したのかも分からないと述べていることから保険料を納付していたことを推認することは困難である上、同期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1426

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月28日から同年3月1日まで  
社会保険事務所(当時)に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所を平成14年2月28日に退職したにもかかわらず、資格喪失日が同年3月1日となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人の提出した給与明細書及びA事業所の事業主の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に平成14年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人に係るA事業所における平成14年1月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成14年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記載したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保

険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA事業所における資格喪失日は、平成3年1月4日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を2年8月及び同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは32万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成元年10月1日から同年11月16日まで  
② 平成2年8月31日から3年1月4日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間①及び②について記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間においてA事業所で継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成2年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、当該資格喪失処理は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成2年11月16日）以降の平成3年3月29日付けで遡及して行われており、複数の元同僚についても、申立人と同様に遡及喪失処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所はオンライン記録では、平成2年11月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、3年1月4日に再度適用事業所となっているが、商業登記簿謄本においてA事業所は法人格を有しており、当該事業所が一時閉鎖された事実は確認できず、同僚からも申立期間中も変わることなく継続して営業していた旨の証言を得ていることから、当該事業所は、厚生年金保険の適

用事業所としての要件を満たしていたと認められ、2年11月16日において、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成2年8月31日とする旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、3年1月4日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、遡及喪失処理前のオンライン記録により、平成2年8月及び同年9月は28万円、同年10月から同年12月までは32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、「A事業所に就職したのは平成元年10月1日であるのに、厚生年金保険への加入日が同年11月16日となっているのはおかしい。」と主張している。

しかし、申立期間①当時の社会保険事務担当者（元事業主の娘）は、「申立期間①当時、従業員を採用後、期間を空けて社会保険に加入させたことはあったと思うが、加入前に保険料を控除することはなかった。」と証言している。

また、複数の元同僚は、申立人の勤務時期について覚えていない上、「A事業所においては、入社日と社会保険への加入日が異なっていた。加入日以前に保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

さらに、申立人に係る雇用保険の資格取得日は平成元年11月16日であることが確認できる。

加えて、申立期間①当時の元事業主は死亡しており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は60万円、同年12月10日は45万円、16年12月10日は45万8,000円、17年7月8日は47万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日  
② 平成15年12月10日  
③ 平成16年12月10日  
④ 平成17年7月8日

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に係る申立期間の賞与の記録が無い旨の回答を得たが、賞与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づき標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人が提出した賞与支払

明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 10 日は 60 万円、同年 12 月 10 日は 45 万円、16 年 12 月 10 日は 45 万 8,000 円、17 年 7 月 8 日は 47 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

入社以来、途中一度も退職することなく継続して在籍していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB事業所（A事業所が名称変更）から提出された人事記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年4月1日にA事業所C支店からA事業所D支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所C支店における昭和44年2月のオンライン記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 静岡厚生年金 事案 1430

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。昭和43年5月末までA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び同僚の証言により、申立人は、A事業所に昭和43年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の昭和43年5月の報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認することはできないが、事業主から申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と記録することは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のB事業所における資格取得日は、昭和19年6月8日、資格喪失日は20年8月15日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月から19年6月8日まで  
(A事業所)  
② 昭和19年6月8日から20年8月15日まで  
(B事業所)

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、申立期間①及び②は軍需工場に働いていたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が主張しているB事業所における勤務の状況、役員の氏名及び疎開工場に係る申立人の説明は、具体性があり、これらは当該事業所の商業登記簿謄本及びC戦災史史料綴の記録並びにD事業所(B事業所の後継事業所)の元事業主の証言とも一致していることから判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、年金事務所が管理するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無いが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、B事業所において申立人は昭和19年6月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上述の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、上

述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には記録が無いが、オンライン記録では、申立期間においてB事業所での厚生年金保険の加入記録を確認することができる。

加えて、同健康保険厚生年金保険被保険者名簿を管理していた社会保険事務所は、戦争により同被保険者名簿については全て焼失したことから、同被保険者名簿の復元を行ったとしているが、当時復元が完全に行われなかったことがわかれたため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 8 日に被保険者資格を取得し、20 年 8 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人の詳細な証言から、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録では、A事業所は、E事業所として昭和 23 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時、事業所名簿では、A事業所の名称の適用事業所を確認できない。

また、F事業所（E事業所の後継事業所）の事業主は、「A事業所が軍需工場だったのは間違いないが、資料が残っていないので申立期間①当時のことは分からない。」と証言している。

さらに、申立人が一緒に働いていたと記憶する元同僚について、申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 48 年 4 月まで

私は、申立期間については、市の出張所で国民年金の任意加入の手続きを行い、以降、毎月保険料を納付しに行っていた記憶がある。当時、手帳に印紙を貼って検認を受けた記憶もあるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、以降、毎月、国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の所持する年金手帳には、「初めて被保険者となった日」として昭和 48 年 5 月 28 日と記載され、申立期間は未加入期間とされている。

また、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日からみても、申立人は、昭和 48 年 5 月 28 日に行った任意加入手続きにより、同日付けで任意加入被保険者の資格を取得したものと推認でき、これに伴い払い出された同記号番号以外に、申立人に対して別の同記号番号が払い出された形跡も無いことから、同年同月に初めて国民年金被保険者の資格を取得したものと考えられ、上記申立人が所持する年金手帳の記載内容とも矛盾しない。

さらに、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であることから、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得することができず、保険料を納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立人が申立期間当時居住した市及び現在居住する市の被保険者

名簿でも、資格取得日は昭和 48 年 5 月とされ、申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月、9年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月  
② 平成9年1月及び同年2月

私は、申立期間については、いずれも役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずなので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続は、その妻が夫婦分について行ったか、夫婦一緒に手続を行ったかのいずれかであると述べているところ、その妻が所持する年金手帳には、申立期間当時居住していた市の住所が記載されているのに対し、申立人の所持する年金手帳の住所に係る記載を見ると、加入当初の住所地が記載された後、「変更後の住所」欄には、申立期間当時の住所地に係る記載が無く、11年5月から居住している現住所のみ記載されていることから、申立人が主張するように国民年金の手続が行われていたことはうかがえない。

また、申立人が申立期間当時居住した2市の記録では、いずれも申立期間に申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は無く、オンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い。

さらに、申立人は、自身が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」に申立期間に係る記載があることなどを理由に申立期間に係る加入手続を行い、保険料も納付したはずであると述べているところ、年金手帳の同欄の記載は国民年金の加入期間を示すものであり、保険料の納付期間を示すものではない。

加えて、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」の記載内

容を見ると、「被保険者でなくなった日」（資格喪失日）欄に、平成6年1月24日、9年3月17日及び11年6月1日の資格喪失について朱書きによる記載が確認できるが、資格喪失日を朱書きとする取扱いをしていた市は、申立人が同年5月以降居住する現住所地の市のみである上、住所に係る記載が上記のとおりであることなどから、申立期間以降の資格得喪日については、11年5月以降に、現住所地の市で、厚生年金保険被保険者資格の得喪日等を基にまとめて記載されたものと推測される。このことから、申立人が申立期間当時、国民年金の加入手続を適切に行っていたことは考え難い（なお、オンライン記録上、申立期間は未加入期間とされているが、これは、平成11年5月以降とみられる市からの進達を受けた社会保険事務所（当時）は、その時点では、申立期間が既に2年の時効を経過しており、保険料を納付することができなかったことから、遡って被保険者資格を取得させることはしなかったためと思われる。）。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1307

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間及び 60 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、まだ学生の時に父親から国民年金に加入したと聞き、夫にも父親が保険料を払ってくれたことを話していた。また、結婚してからは専業主婦となり、夫が保険料を払ってくれていたので申立期間が未加入であることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に他界しており、申立期間①当時の状況は不明である。

また、申立人は申立期間①当時、その父親から年金手帳を受け取った覚えは無いとしている上、申立人の所持する年金手帳に申立期間①当時に国民年金被保険者資格を有していたことを示す記載は無く、申立期間は未加入期間とされている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の国民年金被保険者の状況から、昭和 56 年 1 月頃払い出されたものとみられ、申立人が、申立期間①当時に国民年金に加入していた場合、申立人に対して別の同記号番号が払い出されていることとなるが、別の同記号番号が払い出されたこともうかがえない。

加えて、申立期間②に係る保険料を納付したとする申立人の夫は、同期間に係る国民年金への加入や保険料の納付について明確な記憶は無いとしており、申立期間②当時の状況も不明である。

このほか、申立人が申立期間②当時、国民年金に任意加入していたとすると、当時の事務処理として、昭和 61 年 4 月の改正法施行に備え、「国民年金任意加入被保険者現況届書」を同年 1 月 31 日までに提出することにより第 3 号被保険者とされ、同年 5 月に「国民年金第 3 号被保険者該当通知書」が送付されていたものと考えられるところ、申立人は上記届書及び通知書に係る記憶は無い上、申立人が同年 4 月から第 3 号被保険者となる事務処理は同年 12 月 4 日付けで行われたことが確認できることから、申立人は、申立期間②当時、上記改正法施行に備えた事務処理の対象となる任意加入被保険者には該当していなかった（国民年金に未加入であった）こともうかがわれ、申立人の夫が、申立人の加入手続を行い、保険料納付を行ったことを推認することは困難である。

その上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に昭和 47 年 2 月から勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人より先にA事業所に勤めており、申立人が当該事業所を紹介してもらったとする同僚は、オンライン記録によれば、申立人が当該事業所で被保険者資格を取得した日（昭和 48 年 2 月 1 日）より後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得している者は、「申立人とは別の日に入社した。」と述べている上、上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる複数の者は、「A事業所に勤務していたにもかかわらず被保険者になっていない期間があると思う。」と述べている。

さらに、A事業所の事務担当者は、「A事業所は、申立期間当時から見習期間を設けていた。」と回答している。

これらのことから、A事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和 48 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当

該記録は、申立人の雇用保険の被保険者記録と一致している。

なお、A事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の資料は無く、当該事業所における保険料控除の状況について確認することはできなかったが、上述の当該事業所の事務担当者は、「資料が無いため詳細については確認できないが、社会保険に加入させていない期間については、厚生年金保険料を控除していないと思う。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで  
社会保険庁（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
申立期間において、A事業所が経営するB店に1年間勤務し、その後同じくA事業所が経営するC店に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間は不明であるが、申立人がB店及びC店に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、B店及びC店は厚生年金保険の適用事業所として確認できず、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和54年9月21日から57年6月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人がB店及びC店の同僚として氏名を覚えている者は、オンライン記録によると、A事業所において厚生年金保険被保険者として氏名を確認することができず、このうち、B店及びC店で勤務していたことが確認できた複数の者（上述の証言を行った同僚を含む）は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A事業所及び同事業所のグループ会社であるD事業所の複数の社員（役員を含む）は、「A事業所及び同事業所のグループ会社は、B店及びC店を経営していなかった。B店及びC店を経営していたのは、A事業所の事業主の友人である。A事業所及び同事業所グループは、資金援助をしていたが、経営には関わっていなかった。」と述べているところ、A事業所の事業主の友人が経営す

るE事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 61 年 4 月 1 日である上、既に適用事業所ではなくなっており、事業主とも連絡が取れないことから、申立期間に係る厚生年金保険の適用、保険料控除等について証言を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 12 月 3 日から 50 年 12 月 2 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、次の事業所に就職するまでの期間は半年くらいだったと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「事業所の経営状態の悪化による退職勧奨により退職したのは、昭和 50 年 12 月 2 日だった。」と主張している。

しかし、申立人に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は昭和 49 年 12 月 3 日となっており、当該処理は、同年同月 4 日に行われていることが確認できる上、健康保険被保険者証返納欄の「添付」に丸印が記されていることから、当該事業所が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に申立人の健康保険被保険者証が添付され、社会保険事務所に返納されたことが推認できる。

また、申立人と同日（昭和 49 年 12 月 3 日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、会社の経営が悪化しており、結婚している人、子供のある人は家庭に入るようにとの勧奨があり退職した。資格喪失日の記録は退職時期と一致している。」と述べている。

さらに、雇用保険の記録から、A 事業所における申立人の離職日は、昭和 49 年 12 月 2 日であることが確認でき、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

なお、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間

当時の資料は無く、申立期間当時の事業主とは連絡が取れないことから、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 48 年 10 月まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間を確認できないとの回答を得た。  
申立期間はA事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の申立人に係る勤務期間についての詳細な証言から、申立人は申立期間にA事業所B営業所に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、申立期間当時の総務担当者は、「申立期間当時、新規採用の従業員については、健康保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

また、A事業所は、「当時の記録は存在しませんが、申立人が厚生年金保険の被保険者でなかった場合には、申立人の給与から、厚生年金保険料を控除していないと考えます。」と回答している。

さらに、A事業所が加入しているC厚生年金基金は、申立人の申立期間についての加入記録は、確認できないと回答している。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和 44 年 8 月 13 日から 49 年 4 月 1 日までの被保険者資格を取得した者を確認したところ、この間に欠番がなく、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 2 日から 41 年 10 月 1 日まで

日本年金機構より厚生年金保険の標準報酬月額に関する通知が届いたので確認したところ、A事業所（現在は、B事業所）での申立期間の標準報酬月額が支給されていた給与よりも低額となっていることが分かった。当該事業所には給与3万円の契約で入社し、短期間に給与額が変わったようなことは無かったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所には、当初から給与3万円の契約で入社し、短期間に給与額が変わったことはなかった。」と主張しているものの、B事業所が提出した辞令発行簿によれば、申立人は、昭和39年4月2日に日給750円の臨時従業員として入社した後、同年6月に月俸1万7,000円の従業員となり月額1,000円の運転手当が給与に加算された後、昇格していることが確認でき、申立期間中において給与額に変更があったことがうかがわれる。

また、B事業所が提出した健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬等級に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額とA事業所で申立人と同じ営業課員であった複数の元同僚の標準報酬月額を比較したが、申立人の標準報酬月額のみが特段に低額であるという事情は見当たらない上、昭和39年4月に退職したとしている元同僚は、「退職時の自分の給与は1万6,000円ぐらいで年金の記録と合っている。当時、新入社員が3万円の給与だったとは考えられない。」と証言している。

加えて、申立人に係るA事業所の厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は確認ができない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1437

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月から同年7月1日まで  
② 昭和28年11月1日から30年12月頃まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和28年1月から3年くらいA事業所に勤務したと思うので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人が記憶する社員旅行は、昭和28年春頃であった。」と述べているため、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立期間①当時、勤務していたことがうかがわれる。

しかし、複数の同僚は、「A事業所において厚生年金保険に加入する前から勤務している。」と述べていることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和28年7月1日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が、昭和28年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、当該記録は、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録と一致している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、A事業所は、申立期間②中の昭和29年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが

確認できる。

さらに、A事業所の複数の元従業員に照会したが、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

なお、A事業所は、既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立期間①及び②当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 5 日から 30 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
同僚は入社日から厚生年金保険被保険者の資格を取得しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B事業所（A事業所の名称変更後の事業所）が提出した申立人の人事カードにより、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の人事カードにより、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 30 年 1 月 1 日と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に記録されている申立人に係る当該事業所における資格取得日と一致していることが確認できる。

また、申立期間当時の厚生年金保険の適用について、B事業所に照会したところ、「申立期間当時、人によってその期間は異なるが、入社してから厚生年金保険に加入させない研修期間を設けていた。」と回答している。

さらに、入社日から厚生年金保険の被保険者記録があると申立人が記憶している同僚等に照会したところ、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日は一致していないことから、A事業所は必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 21 日から 48 年 4 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の同僚の証言から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所の元事業主は、「A事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答しており、B県にあったとされるA事業所について、事業所名簿を確認したが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、オンライン記録において申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、前述の同僚のうち1名は、「A事業所は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べている。

さらに、申立人の改製原戸籍の附票から、申立人は、昭和 47 年 9 月 28 日にB県からC県へ転居していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 8 月 26 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
私は、昭和 61 年 4 月に A 事業所に勤務し始めたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 61 年 4 月に A 事業所に勤務し始めた。」と述べているところ、A 事業所における従業員の管理的立場であった役員及び同事業所の顧問社会保険労務士は、「雇用保険と厚生年金保険を同時に加入していた。」と回答しており、申立人の A 事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険の被保険者記録と同日の昭和 63 年 8 月 26 日となっていることが確認できる。

また、上述の役員は、「厚生年金保険の被保険者になっていない期間については、社会保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金に加入し、保険料を全額納付していることが確認できる。

加えて、申立人が、「自分より 1 年ぐらい前に勤務し始めた。」と述べている同僚は、オンライン記録により昭和 62 年 4 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚は、「入社日と資格取得日は同日であると思う。」と回答していることから、申立人が主張する自身の勤務開始日と齟齬が見受けられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 4 日から 33 年 11 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月頃から27年8月頃まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細等はないがA事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人はB試験場の養成所を卒業後、A事業所に勤務することになったと主張しているが、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に聴取したものの、申立人を記憶するという者を確認することができず、申立期間における申立人の在籍及び勤務状況についての証言を得ることはできなかった。

また、申立人は申立期間において生産時期に合わせて勤務し、通算して2年ぐらいの勤務であったと記憶しており、申立期間以前からA事業所に在職し、現在C事業所（A事業所から名称変更）で社会保険事務を担当する者は「仕事柄、季節的に雇用された人もいたが、それは臨時的採用であって厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当時の社会保険事務担当者であったとされる者も連絡先不明である上、C事業所に照会したところ、申立期間当時の資料は保管されていないと回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできなかった。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和24年1月20日から28年2月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、

健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1443

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和 39 年 6 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。